

【第3公告 第4号】

令和4年2月1日
レイズネクスト健康保険組合
理事長 國頭 博行

健康保険法第47条第2号に規定する標準報酬月額公告の件

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は下記のとおりとなります。

記

令和3年9月30日現在 全被保険者平均報酬月額	457,355円
任意継続被保険者 上限標準報酬月額	<u>470,000円</u>
適用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日